



龍ヶ崎市告示 第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、龍ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同法第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和5年9月6日

龍ヶ崎市長 萩原 勇



1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

龍ヶ崎市 南中島町 字中島前の一部

川原代町 字小屋の一部

藤ヶ丘二丁目の一部

松ヶ丘一丁目の一部

松ヶ丘三丁目の一部

城ノ内五丁目の一部

3 縦覧場所

龍ヶ崎市役所都市整備部都市計画課

竜ヶ崎・牛久都市計画 生産緑地地区の変更（龍ヶ崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名称		面積 (ha)	備考
番号	生産緑地名称		
1	大徳第 1 号生産緑地地区	約0.12	
2	大徳第 2 号生産緑地地区	約0.14	
3	六斗蒔第 1 号生産緑地地区	約0.07	
4	姫宮第 1 号生産緑地地区	約0.13	
5	姫宮第 2 号生産緑地地区	約0.06	
6	馴馬第 1 号生産緑地地区	約0.19	
7	入地第 1 号生産緑地地区	約0.13	
8	入地第 2 号生産緑地地区	約0.42	
9	入地第 3 号生産緑地地区	約0.15	
10	入地第 4 号生産緑地地区	約0.16	
13	南中島第 3 号生産緑地地区	約0.23	
14	南中島第 4 号生産緑地地区	約0.08	
15	南中島第 5 号生産緑地地区	約0.29	
16	南中島第 6 号生産緑地地区	約0.06	
17	南中島第 7 号生産緑地地区	約0.22	
18	川原代第 1 号生産緑地地区	約0.15	
19	川原代第 2 号生産緑地地区	約0.20	
20	川原代第 3 号生産緑地地区	約0.06	
21	川原代第 4 号生産緑地地区	約0.08	
23	佐貫第 2 号生産緑地地区	約0.15	
27	庄兵衛新田第 1 号生産緑地地区	約0.05	
29	平台第 1 号生産緑地地区	約0.22	
30	平台第 2 号生産緑地地区	約0.06	
31	平台第 3 号生産緑地地区	約0.07	
32	長山第 1 号生産緑地地区	約0.42	
33	長山第 2 号生産緑地地区	約0.22	

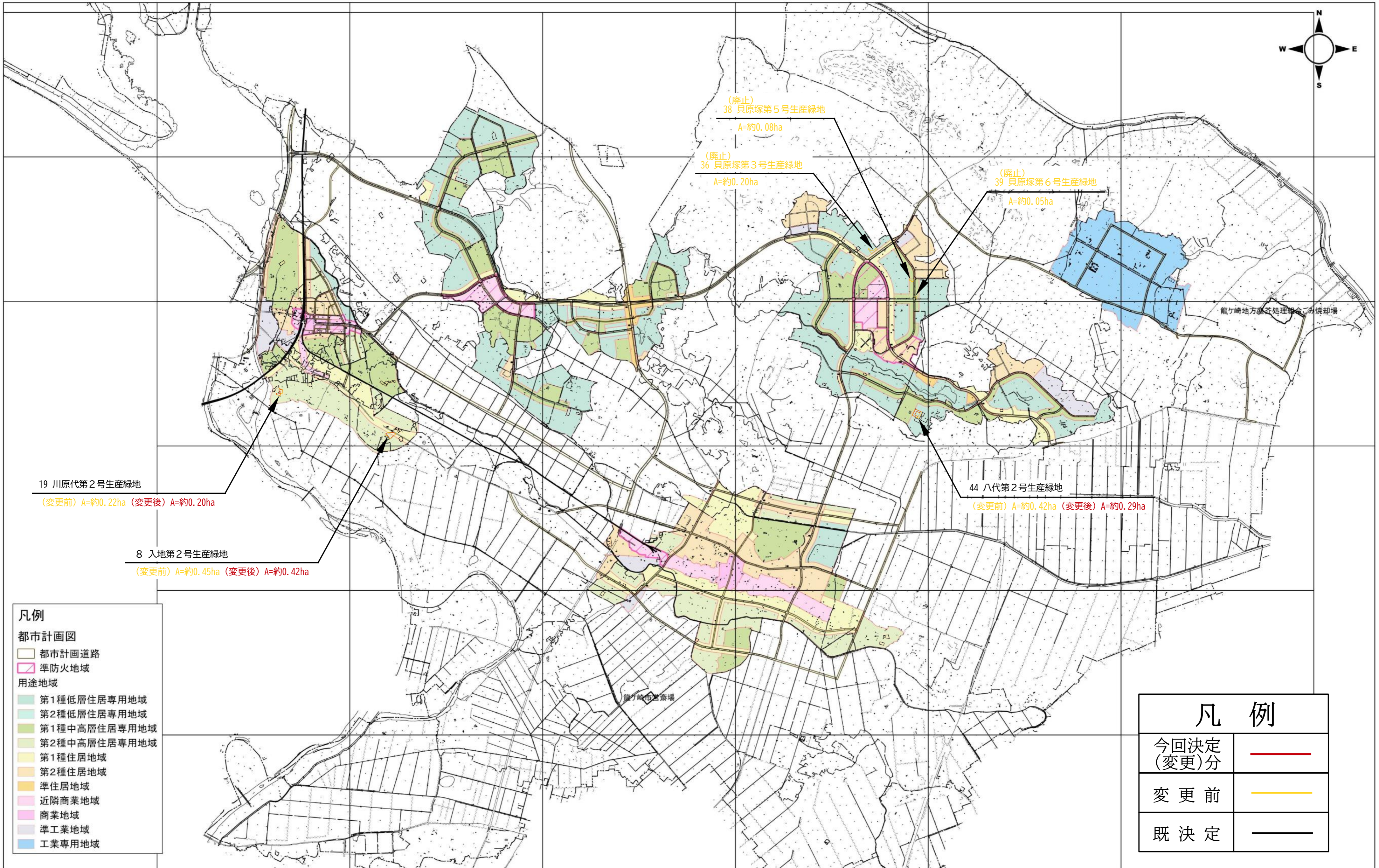
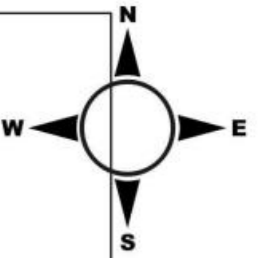
34	貝原塚第1号生産緑地地区	約0.07	
35	貝原塚第2号生産緑地地区	約0.10	
37	貝原塚第4号生産緑地地区	約0.06	
40	羽原第1号生産緑地地区	約0.07	
41	羽原第2号生産緑地地区	約0.16	
42	羽原第3号生産緑地地区	約0.06	
43	八代第1号生産緑地地区	約0.15	
44	八代第2号生産緑地地区	約0.29	
45	八代第3号生産緑地地区	約0.66	
47	八代第5号生産緑地地区	約0.08	
48	八代第6号生産緑地地区	約0.07	
49	貝原塚第7号生産緑地地区	約0.05	
50	羽原第4号生産緑地地区	約0.09	
合計		約6.04	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

【理由】

竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区のうち、生産緑地法第14条の規定により、行為の制限解除が行われた入地第2号生産緑地地区、川原代第2号生産緑地地区及び八代第2号生産緑地地区の各一部並びに貝原塚第3号生産緑地地区、貝原塚第5号生産緑地地区及び貝原塚第6号生産緑地地区を廃止する。

竜ヶ崎・牛久都市計画 生産緑地地区の変更 総括図



凡例

都市計画図

- 都市計画道路
- 準防火地域

用途地域

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業専用地域

凡例	
今回決定 (変更)分	—
変更前	—
既決定	—

